

平成 1 5 年 7 月 1 6 日  
農林水産省消費・安全局

りんご火傷病の植物検疫措置に関する W T O パネルの  
最終報告について

- 1 . 米国産りんごの火傷病に係る植物検疫措置に関する W T O パネルの報告書が 7 月 1 5 日（日本時間 7 月 1 6 日未明）に W T O 全加盟国に送付された。  
なお、本報告書は、W T O ホームページ（<http://www.wto.org>）で入手可能である。
- 2 . 本報告書は、我が国の措置が「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（S P S 協定）に整合していない」と結論づけており、我が国にとって厳しい内容（概要別紙）となっている。
- 3 . 今後、本報告書の内容について、定められた期間内<sup>（注）</sup>に上級委員会への申立てを行うことを念頭におきつつ詳細に検討を行うこととしたい。

（注）定められた期間内（報告書の W T O 全加盟国への送付後 6 0 日以内  
に開催される紛争解決機関会合まで）に、紛争当事国が上級委員会への  
申立てを行わない場合、採択され確定することになる。

## 最終報告（認定部分）の概要

## 1 主な認定事項

## (1) 科学的証拠の欠如

成熟した病徴のないりんご果実の内部に火傷病菌が存在すること、輸入されたりんご生果実を媒介として、火傷病菌が日本国内にまん延するリスクが存在することについての十分な科学的証拠はなく、日本の措置は過剰であり、十分な科学的証拠なしに衛生植物検疫措置を維持してはならないとするSPS協定第2条2の義務に違反している。

なお、パネルは、輸入りんご果実の表面に火傷病菌が付着することによるリスク及び輸入りんごの収穫やその後の過程での不適切な措置等により生じるリスクは認めている。

## (2) 暫定措置としての正当性

SPS協定第5条7は証拠が全く又はほとんどない場合に適用されるものであり、火傷病のように200年も存在し、かつ、十分に研究されている病害虫には適用できないことから、日本の措置は、科学的証拠が不十分な場合における暫定的な措置として正当化するための第5条7の要件を満たしていない。

## (3) 適正な危険度評価

日本の1999年PRAは、解析の対象をりんご果実に限定せず、また、現行措置と適用可能な他の措置との比較を行っていないこと等から、日本の措置は、SPS協定第5条1の意味での危険度評価に基づいて実施されていない。

## (4) 通報及び透明性の確保

日本の措置は、変更になった際にWTOに通報されていないが、措置の透明性を欠くとはいえない。(SPS協定第7条及び附属書Bに整合している。)

## 2. パネルの結論・勧告

日本の措置は、SPS協定第2条2、第5条7及び第5条1に不整合であり、紛争解決機関が日本に対して措置の整合化を図るよう要求することを勧告する。

## 火傷病の検疫措置に関する経緯

- 1 平成6年8月、米国産りんご生果実の輸入を解禁する際に、火傷病について必要な検疫措置を講じることを条件とした。
  - 火傷病完全無病園地の指定
  - 輸出園地の周囲に500m幅の緩衝地帯を設置
  - 年3回(開花期、幼果期、収穫期)の園地検査の実施
  - 果実の表面殺菌
- 2 平成11年8月、日米植物検疫定期協議において、米国から上記1に掲げる火傷病に対する検疫措置の変更について提案があった。
- 3 平成11年10月、日米植物検疫専門家会合において、検疫措置の変更の検討は技術問題であり科学的根拠が必要であると、上記1の「及び」につき日米共同試験を実施することとした。
- 4 上記1の「及び」について、平成12年4月から平成12年12月にかけて米国ワシントン州において日米植物検疫専門家による共同試験を実施した。上記1の「及び」については、米国は適切な園地がないとして実施できず、米国は独自に人工接種試験を実施した。
  - 平成13年2月、米国は、これらの試験データを提出した。
- 5 平成13年10月、日米専門家会合を開催し、火傷病の検疫措置に関する協議を行った。
  - 米側は、火傷病はりんご生果実内には存在せず、伝搬のおそれはないとして我が国が米国産りんごの輸入解禁のために要求している輸出園地条件等は不要と主張。
  - これに対し、我が国は生果実に火傷病が寄生する可能性があるため輸出園地条件等は引き続き必要と主張し、双方の主張は平行線。
- 6 平成14年3月1日、米国は在ジュネーブ日本政府代表部に対し、米国産りんご生果実の火傷病に係る植物検疫措置は、WTO協定(SPS協定等)と整合的でないと、WTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。
- 7 平成14年4月18日、ジュネーブにてWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を行ったが、合意に至らなかった。
- 8 平成14年6月3日、WTOの紛争解決機関特別会合で、米側からの要請を受け、本件に係るパネル設置が決定。
- 9 平成14年7月16日、WTO事務局より3名のパネリストが決定。
- 10 平成14年10月21日及び22日、第1回パネル会合が開催。
- 11 平成15年1月13日、14日及び16日、第2回パネル会合が開催。
- 12 平成15年3月20日、中間報告がWTO事務局から紛争当事国あて発出。
- 13 平成15年6月25日、パネル最終報告がWTO事務局から紛争当事国あて発出。

## これまでの日米双方の主張

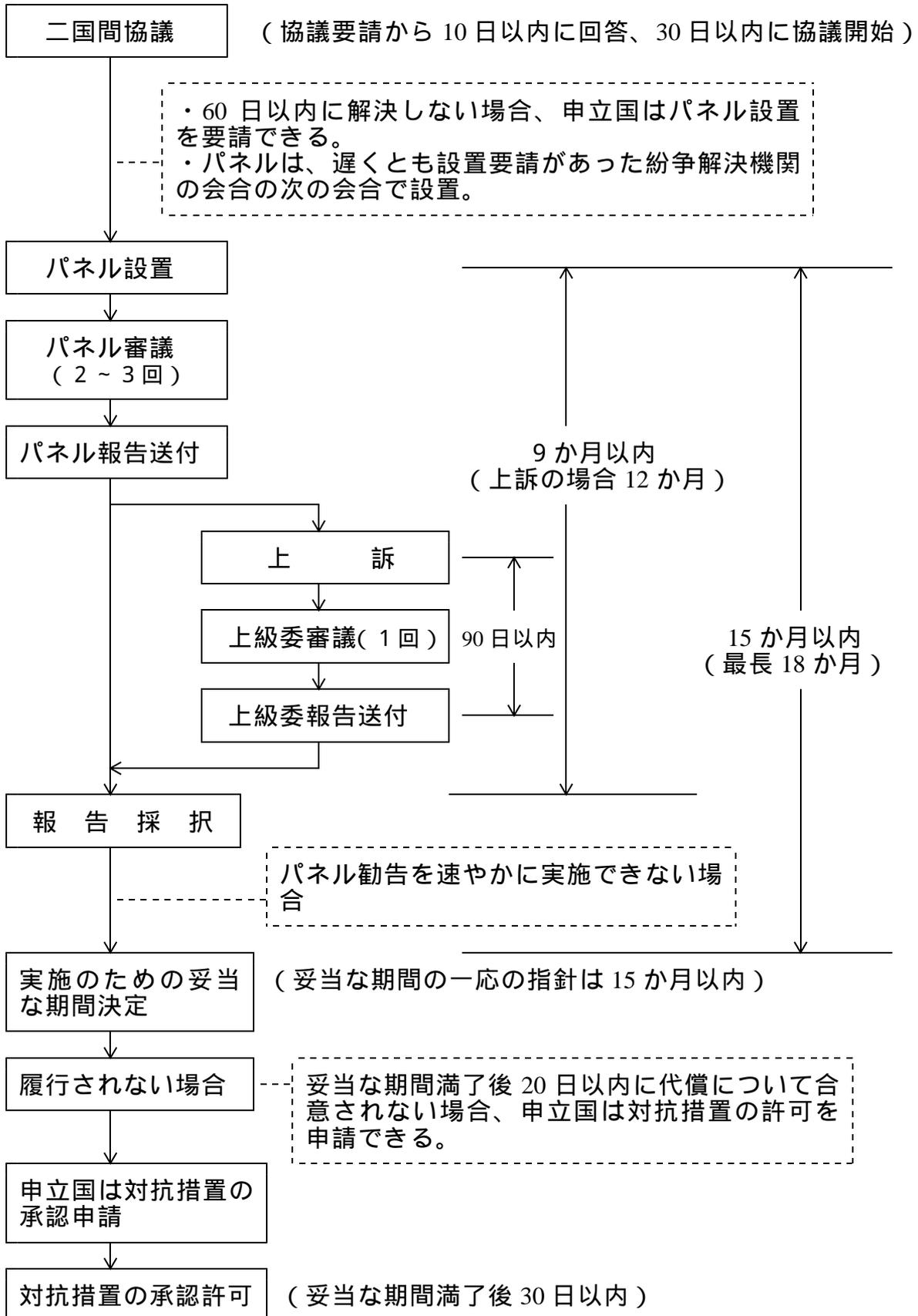
### 米国側

- ・ 「成熟した火傷病の病徴のない」りんご果実の内部に火傷病菌は存在せず、表面にも稀にしか存在しない。たとえ火傷病菌が存在しても商業的な貯蔵や輸送を通じて生き残ることは考えられない。また「成熟した病徴のない」りんご果実が火傷病を伝搬するという直接的な証拠はない。
- ・ 過去35年間にわたり多量のりんご果実が米国から火傷病未発生国・地域（台湾、香港、インドネシア、サウジアラビア等）に輸出されたが、それによって火傷病が伝搬されたり、発生していない。
- ・ 米国産りんご生果実の火傷病に関する日本の病虫害危険度解析（PRA）は、国際植物防疫条約のPRAガイドライン（国際基準）に基づいておらず、日本が主張する火傷病の伝搬経路は仮説のシナリオであり、火傷病の侵入の可能性を科学的証拠に基づいて評価していない。
- ・ したがって、日本の火傷病に関する植物検疫措置は、十分な科学的根拠を有しておらず、SPS協定に整合していない。

### 日本側

- ・ 「成熟した火傷病の病徴のない」りんご果実の内部又は表面に火傷病菌が存在したとの報告（van der Zwetら1990）がある。また、火傷病菌の生態、生存能力等からみてりんご果実の内部又は表面で生存可能である。さらに、りんごが成熟するまでの間に火傷病菌が死滅するという証拠はない。「成熟した病徴のない」りんご果実が火傷病を伝搬しない根拠とは言えない。
- ・ 米国産りんご果実の主要輸出先は、熱帯や乾燥地帯の国々が多く火傷病菌の侵入に適しておらず、日本とは状況が異なる。過去に火傷病は米国から大洋を渡って伝搬しており、その直接的な原因は不明であるが、りんご果実による伝搬の可能性は否定できない。
- ・ 米国産りんご生果実の火傷病に関する日本のPRAは、国際基準に基づき、科学的文献や他国の類似の措置等を考慮の上、火傷病の侵入の可能性を適切に評価している。
- ・ したがって、日本の火傷病に関する植物検疫措置は、十分な科学的根拠を有しており、SPS協定に整合している。

### W T O 紛争解決了解による手続の流れ



## 火傷病について



りんごの枝に進展した病斑



りんごの枝に進展した病斑

*Erwinia amylovora* という細菌による病害であり、りんご、なし、マルメロなどの果樹や、サンザシ、コトネアスター、ナナカマドなどの花木類を侵す重要病害である。

本病はもともとアメリカ合衆国東部にあった風土病といわれており、ニュー・ヨーク近郊のハドソン川流域で初めて発見された。その後は北米全体はもとより、ニュー・ジーランド、イギリス、エジプトなど海外に広がった。現在では、ヨーロッパのほぼ全域から西アジアへと分布を広げているが、日本においては未発生である。

火傷病に罹病した植物は、火にあぶられたような症状を示し、それが病名の由来となっている。病原細菌は花器や付傷部から侵入して、花腐れ、枝枯れを起こし、さらに主枝、幹へと広がり、胴枯れ、枯死を起こす。高温、多湿の場合病勢は著しく進み、被害部に細菌粘液を大量に溢出し、これが園地でのまん延の伝染源となる。